**本人特定事項の確認書類**

【写真付公的証明書】①

運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第２３条第４項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）

【写真なし公的証明書】②

　国民健康保険・健康保険・船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当を認める書類

【写真付証明書】③

　学生証、法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)

若しくは国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

※上記①の書類は１点、②の書類は２点、③については②と併せての提示により確認となります。

※確認書類は、提示を受ける日において有効なものに限ります。

　キャッシュカードや診察券等の複数書類は「その他市町村がそれらに準ずるものとして適当と認める書類」に該当しません。